公私ミックスを通じて 持続可能な社会保障制度を構築するために

生保労連の社会保障政策・少子化対策

社会保障制度は、少子・高齢化の急速な進展や経済の低迷、社会保険の空洞化等により、これまで の存立基盤が大きくゆらいでいます。

わたしたちは、国民生活に不可欠なセーフティネットとして、また、さまざまなことにチャレンジ していくための「活力源」として、社会保障制度を持続可能で安心できる制度へと再構築していく必 要があると考えます。

一方、歯止めがかからない少子化は、社会保障制度の存立基盤を危うくするだけでなく、わが国の 社会・経済に大きな影響を及ぼす問題だけに、国民全体で議論を深めることが重要と考えます。

(() 社会保障制度をめぐる現状

求められる社会保障制度の抜本改革

社会保障(公的保障)制度の再構築は、わが国の最も重 要な政策課題の一つとなっています。

今後の少子・高齢社会においても社会保障制度を持続可 能なものとするために、「経済財政諮問会議」「社会保障の 在り方に関する懇談会」「年金制度を初めとする社会保障 制度改革に関する両院合同会議」において税制を含めた社 会保障全般の見直しや年金一元化が議論されるなど、各方 面で議論が行われています。こうした中で、ナショナルセ ンターの連合も、「社会保障の在り方に関する懇談会」等の 場で、労働組合の立場から意見表明を行っています。

高まる公的保障への将来不安

社会保障財政が厳しさを増し、給付のスリム化が予想さ れる中で、公的保障への将来不安が高まっています。

生命保険文化センターの「生活保障に関する調査」によ ると、今後の生活保障のための費用について、公的保障で は「まかなえない」という人の割合は死亡保障では7割を 超えており、死亡保障、年金、医療、介護ともに「まかな えない」という人が増加傾向にあります。

公的保障では「まかなえない」という人の割合推移

	2001年	2004年	増減
公的死亡保障	68.4%	70.9%	+2.5
公的年金	75.8%	79.5%	+3.7
公的医療保険	58.8%	63.8%	+5.0
公的介護保険	79.1%	80.2%	+1.1
生命保険文化センター「生活保障に関する調査」より			

★わたしたちの基本的な考え方

持続可能で安心できる社会保障制度の構築に向けて

るためには、遺族・老後・医療・介護の各分野におけるナ ショナル・ミニマム (国民生活の最低保障) としての公的

将来的にも持続可能で安心できる社会保障制度を構築す 保障の役割・位置づけを明確にしたうえで、諸制度を抜本 改革することが必要と考えます。

国民各層・各世代の支え合いを基本に「負担と給付のあり方」論議を

あってもナショナル・ミニマムにふさわしいレベルを堅持 することが重要であり、国の責務と考えます。

そのために必要となる「負担(財源)」については、国 民負担(保険料等)・国庫負担(税)の適切な組合せによ

社会保障の「給付」については、諸環境が変化する中に り、将来に向けて持続・安定的な確保をはかるべきです。 国民負担については、現役世代のみならず、高齢者も含め た国民各層・各世代が支え合う、納得性ある負担のあり方 について検討することが必要と考えます。

公私のベストミックスによる生活保障システムの確立を

わたしたちは、「公的保障」と「私的保障」のベストミ ひとりの多様なニーズに応えるとともに、社会保障制度の

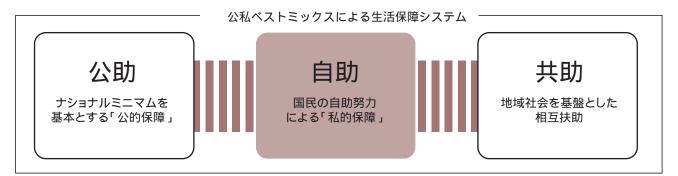
ックスを通じた生活保障システムの確立により、国民一人持続・安定性を高めることが重要と考えます。

○ 社会保障制度に関するわたしたちの提言

Our Proposal

「公私ミックス」をわが国の基本政策に

わたしたちは、「公的保障」と「私的保障」の適切な組 政策として明確に位置づけることが重要と考えます。 合せによる「公私ミックス」を、21世紀のわが国の基本



制度のあり方についてさらに検討を深め 持続可能で安心できる公的 年金制度へ

2004年年金改革法によって、厚生年金保険料を ました。 2017年まで毎年0.354%引き上げ18.3%で上限固 定とする、被保険者数の減少を反映して給付水準を削 減する制度(マクロ経済スライド)の導入 - 等が行われ 残されました。

しかし、「基礎年金の税方式化」や「年金一元化」など は十分な議論が行われておらず、今後の検討課題として

(年金一元化に関するわたしたちの基本的な考え方)

全国民共通の所得比例年金と最低保障年金による年金一元化(*)については、以下のように考えます。

年金一元化の意義

性、ライフスタイルに対する中立性、制度間の公平性、 負担と給付の連動性の明確化」等は、制度の信頼性の向

年金一元化の意義として認識されている「財政の安定 上に直結することから、制度の安定性確保に不可欠であ ると考えます。

年金一元化に向けた課題

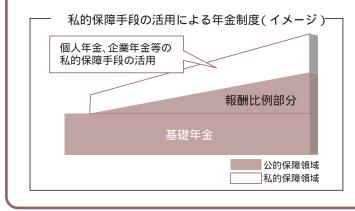
年金一元化の実現に向けては、事業主負担分について の適切な取扱い、自営業者等の所得捕捉のための実効性

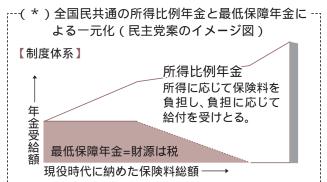
ある対応等の課題について検討を深める必要があると考 えます。

年金一元化のステップ

年金一元化に向けては、第一段階として、まず基礎年

金部分の全額税方式化をはかるべきであると考えます。





利用者が安心・選択のできる医療保険制度へ抜本改革を

高齢者医療制度の抜本改革

国民全体で制度を支え、高齢者が安心して医療サービスを受け 各医療保険から独立した高齢者向けの新たな医療制度を創設す られる仕組みを再構築する観点から、すべての高齢者を対象に、

べきと考えます。

利用者の視点に立った質の高い効率的な医療提供体制の確立

診療報酬制度の「定額・包括払い制度」(*)への転換等により、医

療サービスへの不信や医療費の無駄を解消することが求められます。

公私ミックスによる選択性のある医療制度の実現

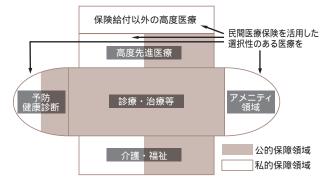
「多少の負担をかけても納得のいく医療を受けたい」といっ た国民の医療ニーズの多様化を踏まえ、「公私ミックスによる 選択性のある医療制度の実現」をはかることも重要と考えます。 また、保険診療と保険外診療を併用する「混合診療」につい ては、患者の選択性と安心・安全なサービスの確保をいかに両

(*)定額・包括払い制度

- ・現在の出来高払いを基本とする診療報酬制度は、コスト削減の インセンティブが働きにくく、医療費増大の大きな原因となっ ているとの指摘がある。
- ・このため、一日あたりの診療報酬をあらかじめ定めておき、どの ような診療を行っても同じ金額が支払われる「定額・包括払い」 への移行が求められている。

立するかという観点から、懸念される弊害の防止策を講じたう えで、対象となる診療を検討すべきであると考えます。

安心と選択性のある医療制度(イメージ)



利用しやすい介護保険制度へ適宜見直しを

2000年4月にスタートした公的介護保険制度は、2005年に制度改革が行われました。今後も制度改革のフォローを 行いつつ、適宜、利用しやすい制度への見直しを行うべきと考えます。

公的介護保険制度の見直し

)被保険者・給付対象者の範囲

介護保険制度は本来、介護が必要な国民全般が対象となるべ きであり、若年障害者(20歳以上)も給付対象とすべきです。 ただし、障害者支援費制度と介護保険制度の統合を考慮し、

統合すべきものと分離すべきもの(例:就業支援等)ならびに 新たに給付対象とする層(20~39歳)の保険料の水準につい ての検討も必要と考えます。

) 軽度者への給付

「財政上の理由等から、軽度の要介護者への給付を一律的に 制限する」ということではなく、本来の趣旨である、症状悪化 を防止するような工夫を行うべきです。

) ケアマネジメントのあり方

ケアマネージャーの独立性・中立性を確保し、所属事業者の 利害から離れて、利用者の立場から地域全体のサービスをコー ディネートできるようにすべきです。

) 負担のあり方

第2号被保険者については、給付事由に制約がある(加齢に よる疾病に限定)中で、負担面についても法定上限を設定すべ きです。

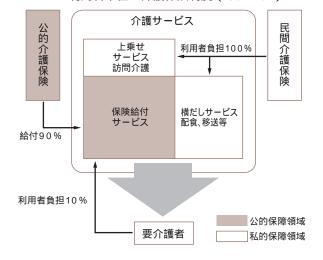
さらに、国庫負担を現行の25%から引き上げることや、利

用者負担(自己負担)増も含めて、公平な負担のあり方につい て検討すべきです。

民間介護保険のさらなる活用

国民一人ひとりがみずからのニーズに応じて民間介護保険を さらに活用し、公的介護保険とのミックスにより、より質の高 い介護を実現していくことが必要です。

利用者本位の介護保険制度(イメージ)

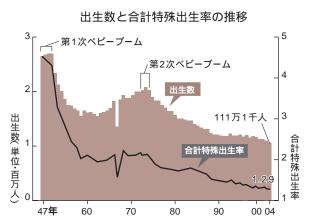


⟨ 少子化の現状と社会・経済へのインパクト

歯止めがかからない出生率低下

わが国の合計特殊出生率(一人の女性が一生の間に産む 子供の数)は、1970年代以降低下傾向が続く中、直近の 2004年では1.29と過去最低を記録した前年並みの水準と なり、出生率の低下に歯止めがかからない状況にあります。

少子化は、社会保障制度の存立基盤を危うくするだけで なく、わが国の社会・経済に大きな影響を及ぼす問題です。 21世紀のわが国における社会・経済の活力を安定的に維 持・向上させていくために、少子化問題への対応は国民的 な課題となっています。2003年7月に次世代育成支援対 策推進法が制定され(2005年4月以降行動計画を実施) さらに同年9月、政府は「少子化社会対策会議」を設置す るなど、国をあげて少子化対策に乗り出しています。



⑤ 少子化問題に関するわたしたちの提言

Our Proposal

少子化の要因としては、主に「晩婚化・非婚化」と「夫婦の出生力低下」が挙げられ、それぞれの要因に応じた対 応策が必要と考えます。

雇用・所得を安定的に確保し 晩婚化・非婚化に歯止めを

結婚・出産・育児へのインセンティブ向上をはかり、 ます。

政府は、若者の安定就労の促進、雇用・所得に関する 少子化に歯止めをかけるためには、一定の経済成長の下、 セーフティネットの拡充等を通じ、安心して結婚し、子 国民の雇用と所得を安定的に確保することが重要と考え どもを産み育てることができる環境づくりを積極的に進 めるべきです。

出産・育児に対する支援、仕事と結婚・育児の両立に対する支援の 充実を通じて夫婦の出生力の回復を

夫婦の出生力低下は、出産・育児にかかる経済的・心 理的な負担が大きな要因といわれています。子育てにか かる負担は、子どもをもつ親だけに求めるのではなく、 児童手当の拡充等を通じて、社会全体で総合的な出産・ 育児支援を行っていくことが重要と考えます。

また、諸外国の例をみると、女性の労働力率が高い国 ほど出生率が高いというデータがあります。こうした点 も踏まえると、育児休業法の充実や保育制度の拡充等を 通じて、女性が仕事と出産・育児を両立できる環境を整 備することが、出生率の回復に有効と考えます。

男女の固定的な役割分担意識の改革を

少子化に歯止めをかけるためには、家族の役割および 家庭生活における男女協力の大切さ等に関する教育の充 実や、家事・育児に関する男女の固定的な役割分担意識 の改革も重要な課題です。

また、男女を問わず仕事と育児を両立できる環境を整 備する観点から、柔軟な雇用・勤務形態(短時間勤務・フ レックスタイム制度等が企業内保育制度の導入等、育児 にやさしい職場づくりを進めることが重要と考えます。

12 13